

法務省民二第1177号

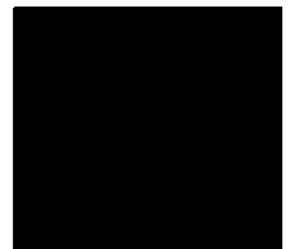
平成19年5月30日

法 務 局 長 殿
地 方 法 務 局 長 殿

法務省民事局民事第二課長

独立行政法人日本原子力研究開発機構の設立に伴う不動産登記事務の取扱いについて（依命通知）

標記について、別紙甲号のとおり独立行政法人日本原子力研究開発機構理事長から民事局長あて照会があり、別紙乙号のとおり回答がされましたので、この旨貴管下登記官に周知方取り計らい願います。



19原機(財)018号
平成19年 5月28日

法務省民事局長

殿

独立行政法人日本原子力研究開発機構

理事長

独立行政法人日本原子力研究開発機構の設立に伴う不動産登記事務の取扱いについて(照会)

拝啓 時下ますます御清栄のこととお慶び申し上げます。

さて、日本原子力研究所(以下「研究所」という。)は、独立行政法人日本原子力研究開発機構法(平成16年法律第155号。以下「法」という。)附則第2条第1項の規定に基づき、承継計画書の定めるところに従い、その権利及び義務を独立行政法人日本原子力研究開発機構(以下「機構」という。)に承継しました。

また、核燃料サイクル開発機構(以下「開発機構」という。)は、同法附則第3条第1項の規定に基づき、一切の権利及び義務を機構に承継しました。

これに伴い、研究所及び開発機構(旧名称である動力炉・核燃料開発事業団(以下「事業団」という。)名義のものを含む。)から機構への権利の承継に係る登記申請について、下記のとおり取り扱いたいと存じますが、登記手続上差し支えないか、御照会申し上げます。

なお、差し支えない場合には、貴管下法務局及び地方法務局登記官にその旨周知方よろしくお願いいたします。

記

1 所有権等の承継を証する書面等について

所有権、地上権及び賃借権の承継を証する書面は、法附則第2条第1項及び第3条第1項の規定によりその事実が法律上明らかであるので、添付を省略する。

また、機構の代表者は、独立行政法人通則法(平成11年法律第103号)第20条に基づき主務大臣が任命し、当該事項を官報に掲載するので、代表

者の資格を証する情報の添付を省略する。

2 研究所名義の登記について

(1) 所有権の保存の登記

表題部の所有者が研究所である不動産については、機構の申請により、所有権の保存の登記を行う。この場合の様式は、別添様式1による。

なお、研究所が表題部の所有者である不動産のうち、登記記録上の研究所の事務所の表示が解散時の表示と異なるものについては、便宜上、所有者の表示の変更の登記を省略して、機構への所有権の保存の登記を申請する。

(2) 所有権の移転の登記

研究所が所有権の登記名義人である不動産については、機構の申請により、研究所から機構への所有権の移転の登記を行う。この場合の様式は、別添様式2及び様式3による。

なお、研究所が登記名義人である不動産のうち、登記記録上の研究所の事務所の表示が解散時の表示と異なるものについては、便宜上、登記名義人の表示の変更の登記を省略して、機構への所有権の移転の登記を申請する。

(3) 地上権の移転の登記

研究所が地上権者である不動産については、機構の申請により、研究所から機構への地上権の移転の登記を行う。この場合の様式は、別添様式4による。

なお、研究所が地上権者である不動産のうち、登記記録上の研究所の事務所の表示が解散時の表示と異なるものについては、便宜上、登記名義人の表示の変更の登記を省略して、機構への地上権の移転の登記を申請する。

(4) 賃借権の移転の登記

研究所が賃借権者である不動産については、機構の申請により、研究所から機構への賃借権の移転の登記を行う。この場合の様式は、別添様式5による。

なお、研究所が賃借権者である不動産のうち、登記記録上の研究所の事務所の表示が解散時の表示と異なるものについては、便宜上、登記名義人の表示の変更の登記を省略して、機構への賃借権の移転の登記を申請する。

3 開発機構名義（旧名称たる事業団名義のものを含む。）の登記について

（1）所有権の保存の登記

表題部の所有者が開発機構である不動産については、機構の申請により、所有権の保存の登記を行う。この場合の様式は、別添様式6による。

なお、開発機構が表題部の所有者である不動産のうち、登記記録上の開発機構の名称及び事務所の表示が解散時の表示と異なるものについては、便宜上、所有者の表示の変更の登記を省略して、機構への所有権の保存の登記を申請する。

（2）所有権の移転の登記

開発機構が所有権の登記名義人である不動産については、機構の申請により、開発機構から機構への所有権の移転の登記を行う。この場合の様式は、別添様式7及び様式8による。

なお、開発機構が登記名義人である不動産のうち、登記記録上の開発機構の名称及び事務所の表示が解散時の表示と異なるものについては、便宜上、登記名義人の表示の変更の登記を省略して、機構への所有権の移転の登記を申請する。

4 研究所及び開発機構（旧名称たる事業団名義のものを含む。）の共有名義の不動産で、権利承継により機構が単独所有となる不動産の登記について

（1）所有権の保存の登記

表題部の所有者が研究所及び開発機構の共有である不動産については、機構の申請により、所有権の保存の登記を行う。この場合の様式は、別添様式9による。

なお、登記記録上の研究所の事務所の表示及び開発機構の名称及び事務所の表示が解散時の表示と異なるものについては、便宜上、所有者の表示の変更の登記を省略して、機構への所有権の保存の登記を申請する。

（2）所有権の移転の登記

研究所及び開発機構が所有権の登記名義人である共有の不動産については、機構の申請により、研究所及び開発機構から機構への所有権の移転の登記を行う。この場合の様式は、別添様式10及び様式11による。

なお、登記記録上の開発機構の名称及び事務所の表示が解散時の表示と異なるものについては、便宜上、所有者の表示の変更の登記を省略して、機構への所有権の移転の登記を申請する。

様式1
(オンライン庁用)

登記申請書

登記の目的 所有権保存

所有者 (被承継者 日本原子力研究所)
茨城県那珂郡東海村村松4番地49
独立行政法人日本原子力研究開発機構

添付情報 代理権限証明情報

登記識別情報の通知を希望しません。(注)

平成 年 月 日 法第74条第1項第1号 申請 何(地方)法務局 何支局
(出張所) 御中

代理人 住所 ○○○○○○○○○
氏名 ○○○○
連絡先 ○○-○○○○-○○○○

登録免許税 租税特別措置法第84条の3第1項により非課税

不動産の表示 別紙のとおり

(注) 登記識別情報の通知を希望しない場合には□にチェックする。

様式1
(非オンライン庁用)

登記申請書

登記の目的 所有権保存

所有者 (被承継者 日本原子力研究所)
茨城県那珂郡東海村村松4番地49
独立行政法人日本原子力研究開発機構

添付書類 代理権限証書 申請書の写し(注1)

登記済証の交付を希望しません。(注2)

平成 年 月 日法第74条第1項第1号 申請 何(地方)法務局 何支局
(出張所) 御中

代理人 住所 ○○○○○○○○○
氏名 ○○○○
連絡先 ○○-○○○○-○○○○

登録免許税 租税特別措置法第84条の3第1項により非課税

不動産の表示 別紙のとおり

(注1) 登記済証の交付を希望する場合に添付する。

(注2) 登記済証の交付を希望しない場合には□にチェックする。

様式2
(オンライン庁用)

登記申請書

登記の目的 所有権移転

原因 平成17年10月1日独立行政法人日本原子力研究開発機構
法附則第2条第1項により承継

権利承継者 (被承継者 日本原子力研究所)
茨城県那珂郡東海村村松4番地49
独立行政法人日本原子力研究開発機構

添付情報 代理権限証明情報

登記識別情報の通知を希望しません。(注)

平成 年 月 日申請 何(地方)法務局 何支局(出張所) 御中

代理人 住所 ○○○○○○○○
氏名 ○○○○
連絡先 ○○-○○○○-○○○○

登録免許税 租税特別措置法第84条の3第1項により非課税

不動産の表示 別紙のとおり

(注) 登記識別情報の通知を希望しない場合には□にチェックする。

様式2
(非オンライン庁用)

登記申請書

登記の目的 所有権移転

原因 平成17年10月1日独立行政法人日本原子力研究開発機構
法附則第2条第1項により承継

権利承継者 (被承継者 日本原子力研究所)
茨城県那珂郡東海村村松4番地49
独立行政法人日本原子力研究開発機構

添付書類 代理権限証書 申請書の写し(注1)

登記済証の通知を希望しません。(注2)

平成 年 月 日申請 何(地方)法務局 何支局(出張所) 御中

代理人 住所 ○○○○○○○○
氏名 ○○○○
連絡先 ○○-○○○○-○○○○

登録免許税 租税特別措置法第84条の3第1項により非課税

不動産の表示 別紙のとおり

(注1) 登記済証の交付を希望する場合に添付する。

(注2) 登記済証の交付を希望しない場合には□にチェックする。

様式3
(オンライン庁用)

登記申請書

登記の目的 日本原子力研究所持分全部移転

原因 平成17年10月1日独立行政法人日本原子力研究開発機構
法附則第2条第1項により承継

権利承継者 (被承継者 日本原子力研究所)
茨城県那珂郡東海村村松4番地49
持分何分の何
独立行政法人日本原子力研究開発機構

添付情報 代理権限証明情報

登記識別情報の通知を希望しません。(注)

平成 年 月 日申請 何(地方)法務局 何支局(出張所) 御中

代理人 住所 ○○○○○○○○○○
氏名 ○○○○
連絡先 ○○-○○○○-○○○○

登録免許税 租税特別措置法第84条の3第1項により非課税

不動産の表示 別紙のとおり

(注) 登記識別情報の通知を希望しない場合には□にチェックする。

登記申請書

登記の目的 日本原子力研究所持分全部移転

原因 平成17年10月1日独立行政法人日本原子力研究開発機構
法附則第2条第1項により承継

権利承継者 (被承継者 日本原子力研究所)
茨城県那珂郡東海村村松4番地49
持分何分の何
独立行政法人日本原子力研究開発機構

添付書類 代理権限証書 申請書の写し(注1)

登記済証の交付を希望しません。(注2)

平成 年 月 日申請 何(地方)法務局 何支局(出張所) 御中

代理人 住所 ○○○○○○○○
氏名 ○○○○
連絡先 ○○-○○○○-○○○○

登録免許税 租税特別措置法第84条の3第1項により非課税

不動産の表示 別紙のとおり

(注1) 登記済証の交付を希望する場合に添付する。

(注2) 登記済証の交付を希望しない場合にはにチェックする。

様式4
(オンライン庁用)

登記申請書

登記の目的 地上権移転（順位番号後記のとおり）

原因 平成17年10月1日独立行政法人日本原子力研究開発機構
法附則第2条第1項により承継

権利承継者 （被承継者 日本原子力研究所）
茨城県那珂郡東海村村松4番地49
独立行政法人日本原子力研究開発機構

添付情報 代理権限証明情報

登記識別情報の通知を希望しません。（注）

平成 年 月 日申請 何（地方）法務局 何支局（出張所） 御中

代理人 住所 ○○○○○○○○
氏名 ○○○○
連絡先 ○○-○○○○-○○○○

登録免許税 租税特別措置法第84条の3第1項により非課税

不動産の表示 別紙のとおり

（注）登記識別情報の通知を希望しない場合には□にチェックする。

様式 4
(非オンライン庁用)

登 記 申 請 書

登記の目的 地上権移転（順位番号後記のとおり）

原 因 平成17年10月1日独立行政法人日本原子力研究開発機構
法附則第2条第1項により承継

権利承継者 （被承継者 日本原子力研究所）
茨城県那珂郡東海村村松4番地49
独立行政法人日本原子力研究開発機構

添付書類 代理権限証書 申請書の写し（注1）

登記済証の交付を希望しません。（注2）

平成 年 月 日申請 何（地方）法務局 何支局（出張所） 御中

代 理 人 住所 ○○○○○○○○○
氏名 ○○○○
連絡先 ○○-○○○○-○○○○

登録免許税 租税特別措置法第84条の3第1項により非課税

不動産の表示 別紙のとおり

（注1）登記済証の交付を希望する場合に添付する。

（注2）登記済証の交付を希望しない場合には□にチェックする。

登記申請書

登記の目的 賃借権移転（順位番号後記のとおり）

原因 平成17年10月1日独立行政法人日本原子力研究開発機構
法附則第2条第1項により承継

権利承継者 (被承継者 日本原子力研究所)
茨城県那珂郡東海村村松4番地49
独立行政法人日本原子力研究開発機構

添付情報 代理権限証明情報

登記識別情報の通知を希望しません。(注)

平成 年 月 日申請 何(地方)法務局 何支局(出張所) 御中

代理人 住所 ○○○○○○○○
氏名 ○○○○
連絡先 ○○-○○○○-○○○○

登録免許税 租税特別措置法第84条の3第1項により非課税

不動産の表示 別紙のとおり

(注) 登記識別情報の通知を希望しない場合には□にチェックする。

様式5
(非オンライン庁用)

登記申請書

登記の目的 賃借権移転（順位番号後記のとおり）

原因 平成17年10月1日独立行政法人日本原子力研究開発機構
法附則第2条第1項により承継

権利承継者 （被承継者 日本原子力研究所）
茨城県那珂郡東海村村松4番地49
独立行政法人日本原子力研究開発機構

添付書類 代理権限証書 申請書の写し（注1）

登記済証の交付を希望しません。（注2）

平成 年 月 日申請 何（地方）法務局 何支局（出張所） 御中

代理人 住所 ○○○○○○○○○
氏名 ○○○○
連絡先 ○○-○○○○-○○○○

登録免許税 租税特別措置法第84条の3第1項により非課税

不動産の表示 別紙のとおり

（注1）登記済証の交付を希望する場合に添付する。

（注2）登記済証の交付を希望しない場合には□にチェックする。

登記申請書

登記の目的 所有権保存

所有者 (被承継者 核燃料サイクル開発機構)
茨城県那珂郡東海村村松4番地49
独立行政法人日本原子力研究開発機構

登記識別情報の通知を希望しません。(注)

平成 年 月 日法第74条第1項第1号 申請 何(地方)法務局 何支局
(出張所) 御中

代理人 住所 ○○○○○○○○○
氏名 ○○○○
連絡先 ○○-○○○○-○○○○

登録免許税 租税特別措置法第84条の3第1項により非課税

不動産の表示 別紙のとおり

(注) 登記識別情報の通知を希望しない場合には□にチェックする。

登記申請書

登記の目的 所有権保存

所有者 (被承継者 核燃料サイクル開発機構)
茨城県那珂郡東海村村松4番地49
独立行政法人日本原子力研究開発機構

添付書類 代理権限証書 申請書の写し(注1)

登記済証の交付を希望しません。(注2)

平成 年 月 日法第74条第1項第1号 申請 何(地方)法務局 何支局
(出張所) 御中

代理人 住所 ○○○○○○○○
氏名 ○○○○
連絡先 ○○-○○○○-○○○○

登録免許税 租税特別措置法第84条の3第1項により非課税

不動産の表示 別紙のとおり

(注1) 登記済証の交付を希望する場合に添付する。

(注2) 登記済証の交付を希望しない場合には口にチェックする。

様式7
(オンライン庁用)

登記申請書

登記の目的 所有権移転

原因 平成17年10月1日独立行政法人日本原子力研究開発機構
法附則第3条第1項により承継

権利承継者 (被承継者 核燃料サイクル開発機構)
茨城県那珂郡東海村村松4番地49
独立行政法人日本原子力研究開発機構

添付情報 代理権限証明情報

登記識別情報の通知を希望しません。(注)

平成 年 月 日申請 何(地方)法務局 何支局(出張所) 御中

代理人 住所 ○○○○○○○○○
氏名 ○○○○
連絡先 ○○-○○○○-○○○○

登録免許税 租税特別措置法第84条の3第1項により非課税

不動産の表示 別紙のとおり

(注) 登記識別情報の通知を希望しない場合には□にチェックする。

様式7
(非オンライン庁用)

登記申請書

登記の目的 所有権移転

原因 平成17年10月1日独立行政法人日本原子力研究開発機構
法附則第3条第1項により承継

権利承継者 (被承継者 核燃料サイクル開発機構)
茨城県那珂郡東海村村松4番地49
独立行政法人日本原子力研究開発機構

添付書類 代理権限証書 申請書の写し(注1)

登記済証の交付を希望しません。(注2)

平成 年 月 日申請 何(地方)法務局 何支局(出張所) 御中

代理人 住所 ○○○○○○○○○
氏名 ○○○○
連絡先 ○○-○○○○-○○○○

登録免許税 租税特別措置法第84条の3第1項により非課税

不動産の表示 別紙のとおり

(注1) 登記済証の交付を希望する場合に添付する。

(注2) 登記済証の交付を希望しない場合には□にチェックする。

登記申請書

登記の目的 所有権移転

原 因 平成17年10月1日独立行政法人日本原子力研究開発機構
法附則第3条第1項により承継

権利承継者 (被承継者 動力炉・核燃料開発事業団)
茨城県那珂郡東海村村松4番地49
独立行政法人日本原子力研究開発機構

添付情報 代理権限証明情報

登記識別情報の通知を希望しません。(注)

平成 年 月 日申請 何(地方)法務局 何支局(出張所) 御中

代理人 住所 ○○○○○○○○○
氏名 ○○○○
連絡先 ○○-○○○○-○○○○

登録免許税 租税特別措置法第84条の3第1項により非課税

不動産の表示 別紙のとおり

(注) 登記識別情報の通知を希望しない場合には□にチェックする。

様式 8
(非オンライン庁用)

登記申請書

登記の目的 所有権移転

原因 平成17年10月1日独立行政法人日本原子力研究開発機構
法附則第3条第1項により承継

権利承継者 (被承継者 動力炉・核燃料開発事業団)
茨城県那珂郡東海村村松4番地49
独立行政法人日本原子力研究開発機構

添付書類 代理権限証書 申請書の写し(注1)

登記済証の交付を希望しません。(注2)

平成 年 月 日申請 何(地方)法務局 何支局(出張所) 御中

代理人 住所 ○○○○○○○○
氏名 ○○○○
連絡先 ○○-○○○○-○○○○

登録免許税 租税特別措置法第84条の3第1項により非課税

不動産の表示 別紙のとおり

(注1) 登記済証の交付を希望する場合に添付する。

(注2) 登記済証の交付を希望しない場合には□にチェックする。

登記申請書

登記の目的 所有権保存

所有者 (被承継者 持分何分の何 日本原子力研究所
持分何分の何 核燃料サイクル開発機構)

茨城県那珂郡東海村村松 4 番地 4 9
独立行政法人日本原子力研究開発機構

添付情報 代理権限証明情報

登記識別情報の通知を希望しません。(注)

平成 年 月 日 法第 74 条第 1 項第 1 号 申請 何 (地方) 法務局 何 支局
(出張所) 御中

代理人 住所 ○○○○○○○○○
氏名 ○○○○
連絡先 ○○-○○○○-○○○○

登録免許税 租税特別措置法第 8 4 条の 3 第 1 項により非課税

不動産の表示 別紙のとおり

(注) 登記識別情報の通知を希望しない場合には にチェックする。

登記申請書

登記の目的 所有権保存

所有者 (被承継者 持分何分の何 日本原子力研究所
持分何分の何 核燃料サイクル開発機構)

茨城県那珂郡東海村村松 4 番地 4 9
独立行政法人日本原子力研究開発機構

添付書類 代理権限証書 申請書の写し (注 1)

登記済証の交付を希望しません。(注 2)

平成 年 月 日 法第 74 条第 1 項第 1 号 申請 何 (地方) 法務局 何 支局
(出張所) 御中

代理人 住所 ○○○○○○○○○
氏名 ○○○○
連絡先 ○○-○○○○-○○○○

登録免許税 租税特別措置法第 8 4 条の 3 第 1 項により非課税

不動産の表示 別紙のとおり

(注 1) 登記済証の交付を希望する場合に添付する。

(注 2) 登記済証の交付を希望しない場合には にチェックする。

登記申請書

登記の目的 共有者全員持分全部移転

原因 平成17年10月1日独立行政法人日本原子力研究開発機構
法附則第2条第1項及び第3条第1項により承継

権利承継者 (被承継者 持分何分の何 日本原子力研究所
持分何分の何 核燃料サイクル開発機構)
茨城県那珂郡東海村村松4番地49
独立行政法人日本原子力研究開発機構

添付情報 代理権限証明情報

登記識別情報の通知を希望しません。(注)

平成 年 月 日 申請 何(地方)法務局 何支局(出張所) 御中

代理人 住所 ○○○○○○○○○
氏名 ○○○○
連絡先 ○○-○○○○-○○○○

登録免許税 租税特別措置法第84条の3第1項により非課税

不動産の表示 別紙のとおり

(注) 登記識別情報の通知を希望しない場合には□にチェックする。

登記申請書

登記の目的 共有者全員持分全部移転

原因 平成17年10月1日独立行政法人日本原子力研究開発機構
法附則第2条第1項及び第3条第1項により承継

権利承継者 (被承継者 持分何分の何 日本原子力研究所
持分何分の何 核燃料サイクル開発機構)
茨城県那珂郡東海村村松4番地49
独立行政法人日本原子力研究開発機構

添付書類 代理権限証書 申請書の写し(注1)

登記済証の交付を希望しません。(注2)

平成 年 月 日 申請 何(地方)法務局 何支局(出張所) 御中

代理人 住所 ○○○○○○○○
氏名 ○○○○
連絡先 ○○-○○○○-○○○○

登録免許税 租税特別措置法第84条の3第1項により非課税

不動産の表示 別紙のとおり

(注1) 登記済証の交付を希望する場合に添付する。

(注2) 登記済証の交付を希望しない場合には□にチェックする。

登 記 申 請 書

登記の目的 共有者全員持分全部移転

原 因 平成 1 7 年 1 0 月 1 日独立行政法人日本原子力研究開発機構
法附則第 2 条第 1 項及び第 3 条第 1 項により承継

権利承継者 (被承継者 持分何分の何 日本原子力研究所
持分何分の何 動力炉・核燃料開発事業団)
茨城県那珂郡東海村村松 4 番地 4 9
独立行政法人日本原子力研究開発機構

添付情報 代理権限証明情報

登記識別情報の通知を希望しません。(注)

平成 年 月 日 申請 何(地方)法務局 何支局(出張所) 御中

代 理 人 住所 ○○○○○○○○
氏名 ○○○○
連絡先 ○○-○○○○-○○○○

登録免許税 租税特別措置法第 8 4 条の 3 第 1 項により非課税

不動産の表示 別紙のとおり

(注) 登記識別情報の通知を希望しない場合には□にチェックする。

登 記 申 請 書

登記の目的 共有者全員持分全部移転

原 因 平成 1 7 年 1 0 月 1 日独立行政法人日本原子力研究開発機構
法附則第 2 条第 1 項及び第 3 条第 1 項により承継

権利承継者 (被承継者 持分何分の何 日本原子力研究所
持分何分の何 動力炉・核燃料開発事業団)
茨城県那珂郡東海村村松 4 番地 4 9
独立行政法人日本原子力研究開発機構

添 付 書 類 代理権限証書 申請書の写し (注 1)

登記済証の交付を希望しません。(注 2)

平成 年 月 日 申請 何 (地方) 法務局 何支局 (出張所) 御中

代 理 人 住所 ○○○○○○○○
氏名 ○○○○
連絡先 ○○-○○○○-○○○○

登録免許税 租税特別措置法第 8 4 条の 3 第 1 項により非課税

不動産の表示 別紙のとおり

(注 1) 登記済証の交付を希望する場合に添付する。


(注 2) 登記済証の交付を希望しない場合には□にチェックする。

別紙乙号

法務省民二第1176号

平成19年5月30日

独立行政法人日本原子力研究開発機構

理事長  殿

法務省民事局長 

独立行政法人日本原子力研究開発機構の設立に伴う不動産登記事務の取扱いについて（回答）

平成19年5月28日付け19原機（財）018号をもって照会のありました標記の件については、貴見のとおり取り扱われて差し支えないものと考えます。

なお、この旨法務局長及び地方法務局長に通知しましたので、申し添えます。